

全国老人医療・国民健康保険主管課（部）長及び
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

《保険局国民健康保険課説明資料》

平成19年 8月 6日

国民健康保険課 全国会議資料

1. 改正項目	1
○ 施行令・算定政令 主要改正項目	
○ 関係省令 主要改正項目	
2. 平成20年度以降の国民健康保険料関係	4
○ 平成20年度以降の国民健康保険料の賦課基準(概要)	
○ 国保保険料算定ワークシート	
○ 後期高齢者医療制度の創設に伴う国保保険料における 配慮について	
① 低所得者に対する軽減についての配慮	
② 世帯割で賦課される保険料の軽減について	
③ (条例減免)被扶養者であった者の保険料軽減について	
○ 制度改正スケジュール(国保保険料関係)	
○ 国保保険料の緩和措置に関する賦課方法について	
○ 国保保険料(税)の特別徴収の導入を任意とする 保険者について	
○ 国保保険料(税)の特別徴収を任意とすることができる 被保険者について	
3. 70歳以上「現役並み所得者」の判定に係る経過措置について	31
4. 国民年金の未納者に対する国保短期被保険者証の活用について	39
5. 市町村国保の特定健診・特定保健指導の実施体制等について	43
6. 事業者健診を受けた場合の健診データの取得等について	47
7. 特定健診・特定保健指導のデータ管理について	55

1. 改正項目

施行令・算定政令 主要改正項目

1. 国民健康保険料の算定方法に関する改正

- 後期高齢者支援金等賦課額の創設
- 基礎賦課額の算定方法の改正(前期高齢者納付金等の納付に要する費用等に関する改正)
- その他(2割軽減の職権適用)

2. 後期高齢者医療制度の創設に伴う、国民健康保険の保険料における軽減措置

- 世帯別平等割額半額世帯に関する軽減制度
- 保険料軽減の算定基準となる所得の判定単位に関する見直し
- 後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保被保険者となる元被用者保険被扶養者に対する保険料減免

3. 70歳以上の現役並み所得者の判定及び高額療養費の所得区分の判定

- 平成20年4月～7月の経過措置
- 平成20年8月～平成22年7月の経過措置

4. 国民健康保険料の特別徴収に関する改正

5. 高額療養費の自己負担限度額の見直し(各制度共通)

6. 高額医療・高額介護合算療養費制度の創設に関する改正(各制度共通)

7. 後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設に伴う所要の改正

- 国保組合の積立金の算定
- 事務費負担金、療養給付費等負担金、調整交付金、都道府県調整交付金、保険財政共同安定化事業交付金、高額医療費共同事業交付金等の算定

8. 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置

- 国保運営協議会の被用者保険等保険者代表委員に関する経過措置
- 退職被保険者等に係る保険料の算定及び療養給付費等交付金、療養給付費等拠出金に関する経過措置

9. 病床転換支援金の納付に要する費用の負担に関する経過措置

- 保険料等に関する読替規定
- 国庫負担、療養給付費等拠出金等に関する読替規定

10. 老人保健拠出金の精算に関する経過措置

11. その他

- 特定健診等費用に係る国庫負担金

関係省令 主要改正項目

1. 国民健康保険料の特別徴収に関する改正

2. 高額医療・高額介護合算療養費制度の創設に関する改正（各制度共通）

3. 後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設に伴う所要の改正

- 事務費負担金、療養給付費等負担金、調整交付金、都道府県調整交付金、保険財政共同安定化事業交付金、高額医療費共同事業交付金等の算定に関する改正
- 市町村の特別会計の事業勘定の歳入歳出項目
- 後期高齢者となる者に対する資格喪失届の省略 等

4. 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置

- 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置(読替規定等)
- 療養給付費等交付金、療養給付費等拠出金に関する経過措置

5. 世帯別平等割額半額世帯の軽減等、新たな保険料軽減等の措置に伴う旧国保被保険者に関する手続の整備

- 旧国保被保険者の資格喪失・資格取得時の世帯主の届出 等

6. その他

- 老人保健制度の廃止に伴う、老人保健法の規定による医療を受けることができる者に関する手続規定の削除等
- 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証等各種様式の改正
- 職員が携帯する証明書様式について、写真、氏名等付記する改正(各制度共通)

2. 平成20年度以降の国民健康保険料関係

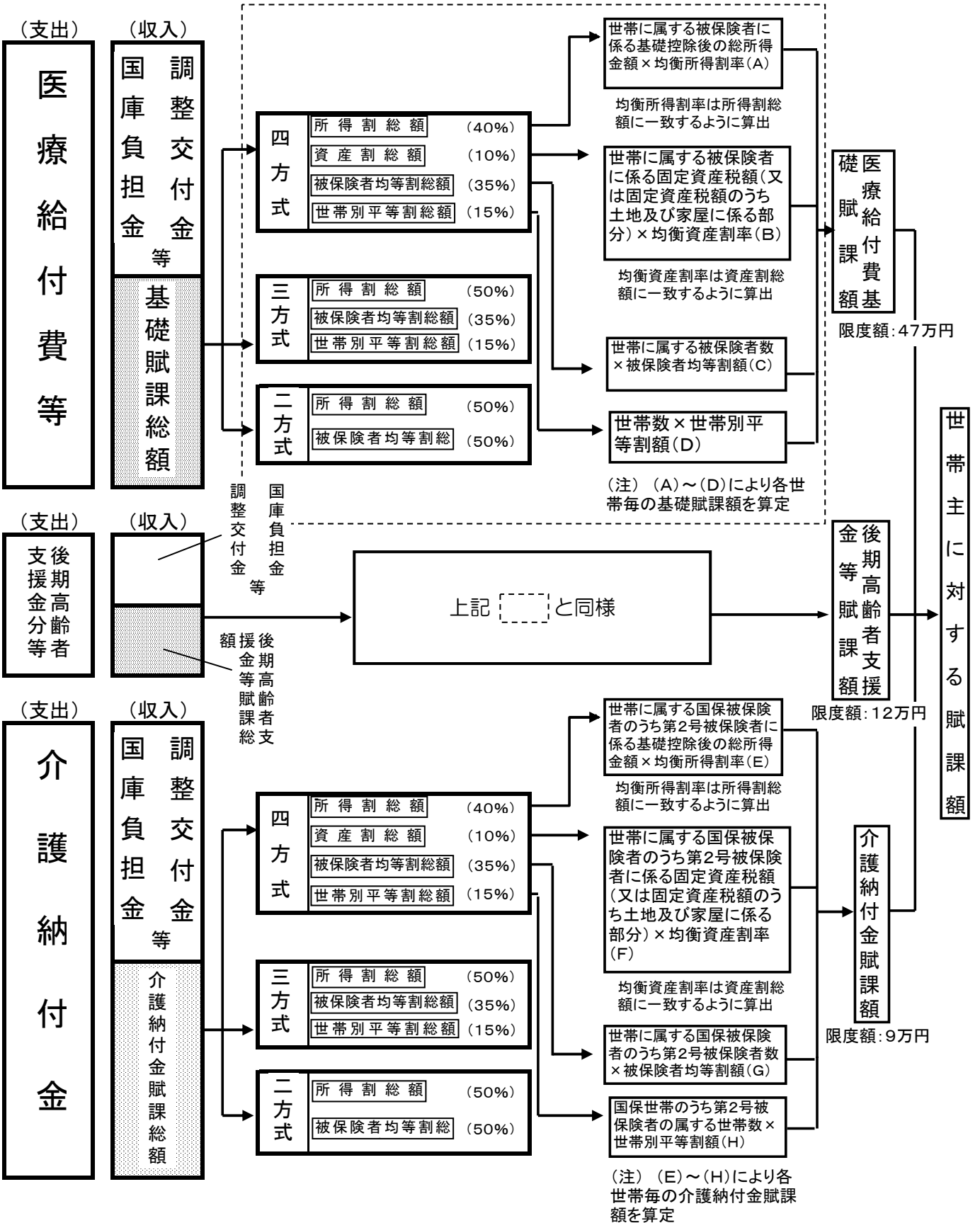
国民健康保険料の賦課基準(概要)

賦課総額

賦課総額の按分方法

賦課額の算定(例:四方式)

賦課額



国保保険料算定ワークシート

1. 本ワークシートの目的

平成20年度における国保保険料(一般被保険者分)の賦課総額算出の考え方を示します。

2. 今後の作業

本ワークシートを参考にして、賦課総額を算出後、9月上旬に国保中央会から出される『保険料(税)適正算定マニュアル』を利用し、実際の保険料率、所得階層別世帯人員別の平均保険料額等を算出していただきたいと考えております。当該マニュアルについては、国保中央会のホームページからダウンロードすることができます。詳細については同ホームページをご覧ください。

3. ワークシート一覧

- 一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定(参考例)
- 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定(参考例)
- シート1 給付費試算(11ヶ月分)(参考例)
- シート2 (老人保健拠出金、特定健診・特定保健指導に要する費用等)
- シート3 (保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金等)
- シート3 (参考①～④)(保険財政共同安定化事業基準拠出対象額)
- シート4 (前期高齢者交付金)
- シート5 (退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額等)
- シート6 (保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金等)
- シート7 (後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額等)
- シート8 (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額)
- 参考 (参考値の算出方法等)

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定(参考例)

平成20年度の賦課総額(あらい試算)		
歳 出	保険給付費(食事療養費等含む) ※1	千円
	前期高齢者交付金に係る事務費拠出金 ※2	千円
	老人医療費拠出金 ※3	千円
	特定健診・保健指導に要する費用	千円
	その他保健事業に要する費用	千円
	保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金 ※4	(注) 千円
	その他事業費 ※5	千円
	歳出計 (I)	千円
歳 入	療養給付費等負担金 ※6	千円
	調整交付金	千円
	都道府県調整交付金	千円
	前期高齢者交付金	千円
	退職被保険者等に係る老人医療費拠出金及び前期高齢者交付金相当額	千円
	特定健診等に係る国及び都道府県負担金	千円
	一般会計繰入金 ※7	千円
	保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金等 ※8	(注) 千円
	その他収入	千円
	歳入計 (II)	千円
差 引	保険料収納必要額(I - II)	千円
	賦課総額(保険料収納必要額 ÷ 収納予定率)	千円
応能・応益 按分	均等割総額	千円
	平等割総額	千円
	資産割総額	千円
	所得割総額	千円
一般世帯 の状況	一般被保険者	人
	一般世帯数	世帯
	有効総所得金額	千円
保険料率	均等割	円
	平等割	円
	資産割	円
	所得割	率

← シート1の①
← シート2の①
← シート2の②
← シート2の③
← シート3の①

← シート4の①
← シート5の①
← シート5の②
← シート6の①

収納予定率	
-------	--

均等割率	
平等割率	
資産割率	
所得割率	

(注) 各市町村の保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業の拠出金及び交付金の額については、各都道府県連合会において、所要の係数等を含め、改めてお示しする予定。(スケジュールについては特別徴収の保険料算定に必要な時期までにお示しできるよう、現在、国保中央会と調整中)

※1 保険給付費は、H20年3月分とH20年4月分～H21年2月分(11ヶ月)の合算額

※2 前期高齢者加入率が全保険者の前期高齢者加入率より高い場合は交付金となり、低い場合は納付金となる。市町村国保では、ほぼすべてが交付金となるため、納付金に関しては省略

※3 老人医療費拠出金は、H20年3月分老人医療費拠出金、H18年度老人医療費拠出金精算金とH20年3月分老人医療費拠出金に係る事務費拠出金の合算額

※4 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金と高額医療費共同事業事務費拠出金の合算額

※5 出産一時金、葬祭費(後期高齢者分は除く)等

※6 療養給付費等負担金については、保険給付費から基盤安定繰入金の2分の1に相当する額、前期高齢者交付金と退職被保険者等に係る前期高齢者交付金を差し引いた額に、34%を乗じた額。

※7 基盤安定繰入金以外の法定繰入分

※8 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金等は、保険財政共同安定化事業交付金、高額医療費共同安定化事業交付金の合算額と国・都道府県の高額医療費共同事業負担金

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定(参考例)

平成20年度の賦課総額(あらい試算)		
歳出	後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額 ※	千円
	歳出計 (I)	千円
歳入	療養給付費負担金	千円
	調整交付金	千円
	都道府県調整交付金	千円
	退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額	千円
	一般会計繰入金	千円
	その他収入	千円
	歳入計 (II)	千円
差引	保険料収納必要額(I - II)	千円
	賦課総額(保険料収納必要額 ÷ 収納予定率)	千円
応能・応益 按分	均等割総額	千円
	平等割総額	千円
	資産割総額	千円
	所得割総額	千円
一般世帯 の状況	一般被保険者	人
	一般世帯数	世帯
	有効総所得金額	千円
保険料率	均等割	円
	平等割	円
	資産割	円
	所得割	率

← シート7の①

← シート8の①

収納予定率	
-------	--

均等割率	
平等割率	
資産割率	
所得割率	

※ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額は、後期高齢者支援金、病床転換支援金と後期高齢者支援金に係る事務費拠出金の合算額

平成20年度の給付費試算(11ヶ月分)(参考例)

2割負担の0~2歳の給付率を入力

3~69歳の給付率を入力

3割負担の3~69歳の給付率の値と1割負担の70~74歳の給付率の値の平均値を入力(単純平均値)

※ H18年度決算の数値を使用し、負担区分ごと(0~2歳、3~69歳、70~74歳)の全体医療費金額、全体給付費をもとに計算していくことを前提として試算例を示している。

区分	年齢階層	1人当医療費試算	1人当医療費	給付費試算	給付率	1人当給付費	H20/人員	給付費(円)	伸び率(倍)※5	修正後給付費(円)
一般	0~2歳			H18年度給付率	※1					
	3~6歳	0~2歳1人当医療費×0.51(階層差) ※2		3割→2割補正						
	7~64歳	3~69歳1人当医療費-(3~6+65~69) ※3		H18年度給付率	※1					
	65~69歳	70~74歳1人当医療費×0.71(階層差) ※4		H18年度給付率						
	70~74歳			1割→2割補正						
	65~74歳計	再掲								
計										A

各自治体独自に算出した伸び率を入力

$$A \times 11/12 = \text{H20年度分給付費(11ヶ月)}$$

H20年3月分給付費

+

H20年度分給付費(11ヶ月)

=

保険給付費 ①

※1 H18年度給付率は、H18年度全体給付費(決算値)÷H18年度全体医療費(決算値)で算出。
 ※2 階層差0.51は、0~2歳から3~6歳を推計するための率。3~6歳の全国平均1人当たり医療費÷0~2歳の全国平均1人当たり医療費で算出。
 ※3 7~64歳は、3~69歳の総医療費から7歳未満65歳以上の推計医療費を差し引き、人数で割り戻す。
 ※4 階層差0.71は、70~74歳から65~69歳を推計するための率。65~69歳の全国平均1人当たり医療費÷70~74歳の全国平均1人当たり医療費で算出。
 ※5 H19年度からH20年度への伸び率は、過去3年の伸び率等を使用する等、各保険者において実績を勘案した伸び率を使用すること。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳出分)

1. 前期高齢者交付金に係る事務費拠出金

前期高齢者に係る 事務費拠出金単価(円) 13.7(注1)	×	0~74歳の被保険者数(人)	=	前期高齢者交付金に係る 事務費拠出金(円) ①
--	---	----------------	---	--------------------------------------

注1: H19年度保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数、支払基金事務費単価を代用

2. 老人医療費拠出金

H20年3月分概算老人医療費拠出 金(円) A	+	H18年度老人医療費拠出精算金 (円) B	+	H20年3月分老人医療費拠出金 に係る事務費拠出金(円) C	=	老人医療費拠出金(円) ②
--------------------------------------	---	------------------------------------	---	---	---	-------------------------

(1) H20年3月分概算老人医療費拠出金分

H20年3月分概算老人医療費拠出 金(円) A

(2) H18年度老人医療費拠出金精算分

H18年度確定老人医療費拠出金 (円)	-	H18年度概算老人医療費拠出金 (円)	+	(H18年度確定老人医療費拠出金 (円) - H18年度概算老人医療費拠出金 (円))	×	調整金額の算定率 0.019766(注2)	=	H18年度老人医療費拠出精算金 (円) B
------------------------	---	------------------------	---	---	---	---------------------------------	---	------------------------------------

調整金額

注2: H19年度保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数、調整金額の算定率を代用

(3) H20年3月分老人医療費拠出金に係る事務費拠出金

老人医療費拠出金に係る 事務費拠出金単価(円) 13.7(注1)	×	総被保険者数(人)	×	1/12	=	H20年3月分老人医療費拠出金 に係る事務費拠出金(円) C
---	---	-----------	---	-------------	---	---

3. 特定健診・特定保健指導に要する費用

特定健診に要する費用(円) A	+	特定保健指導に要する費用(40 ~64歳)(円) B	+	特定保健指導に要する費用(65 ~74歳)(円) C	=	特定健診・保健指導に要する費 用(円) ③
---------------------------	---	---	---	---	---	------------------------------------

(1) 特定健診に要する費用

H20年度単価(円) (40~64歳分) (65~74歳分)	×	健診対象者見込数(人)	×	受診予定率	×	給付率 (非課税世帯に属する者) 0.9 (課税世帯に属する者) 0.7	=	特定健診に要する費用(円) A
--------------------------------------	---	-------------	---	-------	---	--	---	---------------------------

(2) 特定保健指導に要する費用(40~64歳)

H20年度単価(円) 動機付け支援 積極的支援	×	健診対象者見込数(40~64歳) (人)	×	受診予定率	×	給付率 (非課税世帯に属する者) 0.9 (課税世帯に属する者) 0.7	×	保健指導対象者率(%) 0.110 0.152	×	保健指導実施率	=	特定保健指導に要する費用(40 ~64歳)(円) B
-------------------------------	---	-------------------------	---	-------	---	--	---	-------------------------------	---	---------	---	---

(3) 特定保健指導に要する費用(65~74歳)

H20年度単価(円) 動機付け支援	×	健診対象者見込数(65~74歳) (人)	×	受診予定率	×	給付率 (非課税世帯に属する者) 0.9 (課税世帯に属する者) 0.7	×	保健指導対象者率(%) 0.210	×	保健指導実施率	=	特定保健指導に要する費用(65 ~74歳)(円) C
----------------------	---	-------------------------	---	-------	---	--	---	----------------------	---	---------	---	---

(凡例)

 は、全制度を通じて算出される値である。確定値ではなく、平成20年度予算概算要求時の数値で計算し直し、改めてお示しする予定(9月中旬頃)。

 は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳出分)

1. 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金

※ 保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業拠出金の額については、各都道府県連合会において、所要の係数等を含め、改めてお示しする予定。

※ 国民健康保険の高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業について、65歳未満の被保険者の療養の給付等に要する費用の額及び前期高齢被保険者の療養の給付等に要する費用の額に前期高齢者の財政調整制度を考慮する。

保険財政共同安定化事業拠出金 (円) <hr style="border: 1px solid black;"/> A	+	高額医療費共同事業拠出金(円) <hr style="border: 1px solid black;"/> B	+	保険財政共同安定化事業事務費拠出金(円) <hr style="border: 1px solid black;"/> C	+	高額医療費共同事業事務費拠出金(円) <hr style="border: 1px solid black;"/> D	=	保険財政共同安定化事業・高額共同事業拠出金(円) <hr style="border: 1px solid black;"/> (1)
--	---	--	---	---	---	---	---	---

(1) 保険財政共同安定化事業拠出金

$$\left[i \times \frac{1}{2} \times (ii + iii + iv) \div \left(\begin{array}{c} \text{各都道府県内のすべての市町村の} \\ ii + iii + iv \end{array} \right) \right] + \left[i \times \frac{1}{2} \times \left(\begin{array}{c} \text{平成18年度の各月末における0～74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)} \\ \text{の数の合計数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{各都道府県内のすべての市町村の平成18年度の各月末における0～74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)} \\ \text{の数の合計数の合計} \end{array} \right) \right] = \begin{array}{c} \text{保険財政共同安定化事業拠出金(円)} \\ \hr style="border: 1px solid black;"/> \\ \text{A} \end{array}$$

※ i ~ iv の算出については、シート3(参考①)、シート3(参考②)を参照

(2) 高額医療費共同事業拠出金

$$v \times \left(\begin{array}{c} \text{各都道府県内のすべての市町村の} \\ vi + vii + viii \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{各都道府県内のすべての市町村の} \\ vi + vii + viii \end{array} \right) = \begin{array}{c} \text{高額医療費共同事業拠出金(円)} \\ \hr style="border: 1px solid black;"/> \\ \text{B} \end{array}$$

※ v ~ viii の算出については、シート3(参考③)、シート3(参考④)を参照

(3) 保険財政共同安定化事業事務費拠出金

当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業に関する事務の処理に要する費用の見込額(円) <hr style="border: 1px solid black;"/>	×	平成18年度の各月末における0～74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数 <hr style="border: 1px solid black;"/>	÷	各都道府県内のすべての市町村の平成18年度の各月末における0～74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数の合計 <hr style="border: 1px solid black;"/>	=	保険財政共同安定化事業事務費拠出金(円) <hr style="border: 1px solid black;"/> C
---	---	---	---	---	---	---

(4) 高額医療費共同事業事務費拠出金

当該年度における連合会の高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用の見込額(円) <hr style="border: 1px solid black;"/>	×	平成18年度の各月末における0～74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数 <hr style="border: 1px solid black;"/>	÷	各都道府県内のすべての市町村の平成18年度の各月末における0～74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数の合計 <hr style="border: 1px solid black;"/>	=	高額医療費共同事業事務費拠出金(円) <hr style="border: 1px solid black;"/> D
---	---	---	---	---	---	---

(凡 例)
 は、全制度を通じて算出される値である。確定値ではなく、平成20年度予算概算要求時の数値で計算し直し、改めてお示しする予定(9月中旬頃)。
 は、各都道府県連合会において示される値である。